

2019年度 西区赤い羽根地域ささえあい助成 ～募集要項～



西区マスコットキャラクター
神戸ウエストン
©2013神戸市西区No.30-002

神戸市西区社会福祉協議会では、赤い羽根共同募金を活用した
「西区赤い羽根地域ささえあい助成」がはじまります。

神戸市西区内で、

「だれもが安心して暮らすことができる地域づくり事業」、
「地域福祉課題の解決に取り組む事業」を対象とします。

助成をご希望の方は、本募集要項をご参照のうえ、ご申請ください。

神戸市西区内で地域福祉の推進に取り組まれている、
皆さまからのご応募をお待ちしています！

社会福祉法人 神戸市西区社会福祉協議会

1 助成の対象となる事業

神戸市西区内で、だれもが安心して暮らすことができる地域づくり事業、地域福祉課題の解決に取り組む事業を対象とします。

※ただし、神戸市西区内在住・在勤・在学者を対象とした事業に限ります。

(事業例) ・高齢者、障がい者の引きこもり防止事業

- ・空き家を利用した地域の拠点づくり
- ・災害時要援護者支援体制づくり
- ・多世代交流を目的とした喫茶・茶話会
- ・放課後こどもの居場所づくり

2 助成の対象団体について

任意団体・社会福祉団体・地域活動グループ・非営利団体が対象になります。

対象団体の例

社会福祉法人・NPO法人・当事者団体・自治会・婦人会・ふれあいのまちづくり協議会・子育て支援グループ・ボランティアグループ・高齢者支援グループ など

※申請件数は1つの団体につき1件に限ります。

下記に該当する団体は対象となりません

- (1) 国籍、宗教、政党等、社会福祉的な性格の明らかでない団体
- (2) 暴力団または暴力団と密接な関係のある団体
- (3) 団体の規約、活動実績及び財務状況を整備、公表できない団体

3 助成の対象となる事業の実施期間

2019年4月1日～2020年3月31日

※2019年度については、すでに実施している事業も申請できます。

4 助成の金額について

助成金の総額 **1,000,000円**

1事業あたりの公募助成の上限額 **(上限) 200,000円**

※千円未満切り捨てで申請してください。

※助成総額,および審査により申請額より減額、附帯条件付きで決定することがあります。

5 助成対象経費

諸謝金	助成事業を行うために招へいた講師に対する謝礼 (会員、構成員は対象外)
旅費交通費	活動に要する電車・バス賃、ガソリン代等の実費
賃借料	会場費、助成事業に必要な物品の借上げ料
保険料	ボランティア・市民活動災害共済、行事保険
備品費	助成事業に必要な備品
通信費	電話代、郵便代
修繕費	備品、機材の修理、活動拠点の修繕費
手数料	振込手数料
消耗品費	コピー用紙、文具購入費。イベント・行事における会食等の原材料費
印刷費	チラシ・資料印刷費、コピー代
その他	審査委員会で必要と認められたもの

※上記のそれぞれは、事業に直接必要なものに限ります。

6 助成対象外経費

人件費	団体関係者が講師となる場合の謝金、スタッフ人件費
運営費	通常の運営に要する経費
茶菓代	団体関係者打合せ会等飲食費
その他	助成の申請・報告に要する経費など

※1 助成金の執行は原則現金払のみです。個人のクレジットカードでポイントを得たり、金券支払いにより差額を得たりすることはできません。

※2 助成金の採択金額は申請額より減額、または条件付きで決定することがあります。予算には、参加費や寄付金、事業実施による売上金などを含めた自己資金の活用を検討してください。

※3 この助成事業は、西区民による「赤い羽根共同募金」を財源としていますので、事業費の支出はできるかぎり、区内の商店／事業所等の活用をお願いします。

7 申請条件

同一の事業で、本会および他の社会福祉協議会、共同募金会等から助成金を受けている場合は申請できません。

8 応募の手続き

所定の申請書に必要事項を記入・押印の上、添付書類とともに、西区社会福祉協議会までご提出ください。（郵送でも受け付けいたします。）

(1) 申請書

本会の窓口での配布、ならびにホームページからダウンロードできます。

(<https://www.nishiwel.or.jp/>)

(2) 応募期間

2019年1月28日（月）～2019年5月24日（金）＜必着＞

10 申請から助成金の交付、事業完了報告書の提出までの課程

助成への応募

審査・採択

事業実施

報告

応募締切

2019年5月24日(金)

- ◆申請書作成
- ◆申請書提出

2019年6月

- ◆要件審査
- ◆審査委員会
- ◆採択
- ◆助成金交付

2019年度内

- ◆区民への周知
- ◆事業の実施

2020年4月

- ◆事業報告書作成
- ◆報告書類提出
- ◆区民へ情報発信
(ありがとうメッセージ)

11 助成の審査方法と決定について

申請書提出後、職員による現地確認を行うことがあります。

申請書を基に、審査委員会において申請内容を審査して助成事業を決定します。

申請団体から企画内容の説明をいただく場合があります。

審査対象項目

(1) 地域福祉への寄与度・協働性

- ・ 地域課題を的確にとらえているか、また、解決に向けた取り組みが適正か
- ・ 地域の福祉の推進に寄与する事業か
- ・ 他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか

(2) 運営遂行力

- ・ これまでの活動実績・財務状況から事業を実施できる組織か
- ・ 設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、助成対象事業の実施主体として相応しいか
- ・ 目標を実現するための事業計画・資金計画が適正かつ具体的・合理的か

(3) 必要性・妥当性

- ・ 団体が財政的に困窮しているか。自主財源で賄えないか
- ・ 公募助成によって取り組んだ結果、費用に見合った、また、それ以上の効果が期待できるか

(4) 先駆性・独創性

- ・ 地域課題の解決に向けた先駆的な取組みか
- ・ 前例にとられない方法により、旧来のしくみを変えていく取組みか

(5) 継続性・発展性

- ・ 助成事業終了後も自主的に財源を確保、開発し、継続・発展させていく事業であるか
- ・ 単発事業の場合、事業実施後の効果が期待できるか

12 助成金の返還について

次の場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。

- (1) 事業の一部または全部が実施不可能になったとき
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき
- (3) 費消されていない助成金があるとき
- (4) その他、本会が不相当と認めたとき

13 事業完了後の手続きについて

事業完了後すみやかに、本会に「実施報告書」と添付書類を郵送もしくは持参してください。

報告に必要な添付書類

- (1) 実施報告書
- (2) 事業内容がわかる記録写真2点（ホームページ等で掲載可能なもの）
- (3) 事業収支報告書
- (4) 領収書の写し
- (5) 事業等を住民に周知したチラシ・広報物・ホームページ等のコピー（URLを添えて）

14 お問い合わせ・申請書類提出先



社会福祉法人 神戸市西区社会福祉協議会
〒651-2195 神戸市西区玉津町小山180-3 西区役所4階
TEL (078) 929-0001 FAX (078) 924-3170
E-MAIL info24@nishiwel.or.jp

この助成には、赤い羽根共同募金配分金が活用されています

